

○公立大学法人長野大学利益相反マネジメント規程

令和4年3月1日

程第3号

(趣旨)

第1条 公立大学法人長野大学（以下「本学」という。）における利益相反行為の防止その他の利益相反のマネジメントについては、公立大学法人長野大学就業規則その他の本学の関係規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「職員等」とは、本学の役員、教職員その他本学に雇用される全ての者をいう。

2 この規程において「企業等」とは、企業、国若しくは地方公共団体の行政機関又はその他の団体をいう。

3 この規程において「産学官連携活動等」とは、本学と企業等との間で行う受託研究、受託事業、共同研究若しくは寄附金の受入れ等、又は企業等で行う兼業活動等をいう。

4 この規程において「利益相反」とは、次に掲げることをいう。

(1) 職員等が産学官連携活動等を行うことに伴い、企業等から実施料収入、兼業報酬、有価証券その他の利益を得ている場合において、当該利益を得ていることに起因して自己又は企業等の利益を優先することによって、当該職員等の本学における適正な職務の遂行が阻害されること。

(2) 職員等が兼業活動等を行うことに伴い、企業等に対して職務遂行責任が生じる場合において、当該企業等に対する職務遂行責任を優先することによって、当該職員等の本学における適正な職務の遂行が阻害されること。

5 この規程において「利益相反マネジメント」とは、職員等が行う産学官連携活動等において、前項の状態に陥ることを未然に防ぐため適切なマネジメントを行うこと及び利益相反が発生した場合に適切に対処することをいう。

6 この規程において「利益相反行為」とは、利益相反に該当する状況を当該職員等自らが生じさせる行為をいう。

(統括者)

第3条 本学における利益相反行為の防止その他の利益相反マネジメントに関しては、理事長が統括する。

(職員等の責務)

第4条 職員等は、高い倫理性を保持し、かつ、利益相反行為を行ってはならない。

(利益相反マネジメントの対象)

第5条 利益相反マネジメントの対象は、産学官連携活動等によりが次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 職員等が、企業等から報酬を得る場合
- (2) 職員等が、企業等から特許権、著作権その他の知的財産権に係る収入を得る場合
- (3) 職員等が、企業の株式等（株式が公開か未公開かを問わない。また、新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。以下同じ。）を取得する場合
- (4) 職員等が、企業等から一定額以上の物件を購入し、又は役務の提供を受ける場合
- (5) 職員等が、企業等から何らかの便益を得る場合
- (6) 職員等が、大学に対し物件又は役務を提供する企業等の経営を行った場合及び役員を務める場合

(委員会の設置)

第6条 本学に、利益相反を適正に管理するため、公立大学法人長野大学利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の設置について必要な事項は別に定める。

(利益相反アドバイザー)

第7条 利益相反マネジメントを適切に遂行するために、利益相反アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

2 アドバイザーは、委員会の推薦により、学内の職員等から理事長が任命し、又は学外の者を理事長が委嘱する。

3 アドバイザーは、職員等からの相談等に応じるほか、本学における利益相反行為の防止等に係る具体的方策等を検討し、委員会に提案できるものとする。

4 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該職務を退いた後も同様とする。

5 アドバイザーに関し必要な事項については、委員会が別に定める。

(自己申告書の提出)

第8条 職員等は、第5条各号のいずれかに該当する場合、又は委員会から求められた場合は、利益相反自己申告書（別記様式。以下「自己申告書」という。）をすみやかに委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、自己申告書の提出を希望する職員等は委員会に提出することができる。

(情報の公表)

第9条 委員会は、本学の利益相反に関する情報を必要な範囲で学外に公表することにより社会に対する説明責任を果たす。

- 2 委員会が許容し得ると判断した行為を行った職員等については、その行為に関する学外からの調査等に対して委員会が対応する。

- 3 委員会は、学外への情報公開に当たって、職員等その他の者の個人情報の保護に留意するものとする。

(庶務)

第10条 利益相反のマネジメントに関する事務は、地域連携・研究グループ地域づくり総合センター担当が行う。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、利益相反のマネジメントに関し必要な事項は、委員会と協議の上、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日程第44号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

利益相反自己申告書

該当する項目にチェックを入れてください。最後に、署名欄に記名頂き、封筒で返送してください。
申請者は、過去1年以内での実績について申告してください。
令和4年（2022年）4月2日以降に着任された方は、着任日以降の実績を申告してください。
当様式の電子データを希望される方は学務グループ地域づくり総合センター担当まで連絡してください。

※「産学官連携活動」とは、本学と企業等との間で行う受託研究、受託事業、共同研究若しくは寄附金の受け入れ等、又は企業等で行う兼業活動等のことを指します。

※「企業等」とは、企業、国もしくは地方公共団体の行政機関またはその他の団体を指します。（公益法人、学校、病院等を含みます。）

※「ロイヤリティ」とは、個人所有の特許実施料等による収入を指します。

各質問について記入欄が足りない場合は、空きスペースまたは別用紙に記入後、提出してください。

【申告者本人】

質問 1	産学官連携活動にかかる企業等から、年間100万円以上の個人的な経済的利益を得ましたか。 （1社につき、兼業報酬や原稿料等の収入および物品の提供等の便益供与の合計額が100万円以上の場合）			
☐ はい	→以下に詳細を記入してください		☐ いいえ	→質問 2 に進んでください
▲兼業の有無	有 ・ 無			
▲企業・団体名				
▲役割（役員・顧問等）				
▲活動内容				
▲活動時間			時間／月	
▲報酬・給与	万円／年	▲講演謝礼等	万円／年	
▲原稿料	万円／年	▲ロイヤリティ等	万円／年	
▲役務の提供	内容	金額換算（約）	万円／年	
▲機材等提供	内容	金額換算（約）	万円／年	
▲融資保証等	内容	金額	万円／年	
▲その他収受	内容	金額	万円／年	

質問 2	産学官連携活動にかかる企業等から、受け入れた研究経費のうち、1社につき年間受入金額が200万円以上（直接経費）の企業等がありますか。		
☐ はい	→以下に詳細を記入してください	☐ いいえ	→質問 3 に進んでください
▲企業・団体名			
▲受入金額	万円／年／企業等		
※受入金額が不明なときは「学務グループ地域づくり総合センター担当」へお問合せください。			
▲受入形態（1社から複数方法で受け入れている場合は複数に○を付けてください。）			
受託研究 受託事業 共同研究 寄附金 その他			

質問 3	産学官連携活動にかかる企業等の株式（1社につき、公開株は発行済み株式総数の1%以上、未公開株は1株以上）を保有・売却しましたか。また、出資金、新株予約権、受益権などの個人的な利得を得ましたか。		
☐ はい	→以下に詳細を記入してください	☐ いいえ	→質問 4 に進んでください
▲企業・団体名			
▲株式の種類・数量			
▲取得時期	年 月 日（頃）	▲売却時期	年 月 日（頃）
▲取得・売却に至った事由			
▲その他利得の内容			

質問 4	産学官連携活動にかかる企業等に対して、本学の施設等の利用を提供しましたか。 または、当該企業等から物品の購入実績がありますか。
☐ はい →以下に詳細を記入してください	☐ いいえ →質問 5に進んでください

▲施設等の利用の提供、物品購入等
▲企業・団体名
▲内容

質問 5	産学官連携活動により、授業を休講にしましたか。
☐ はい →以下に詳細を記入してください	☐ いいえ →質問 6に進んでください

▲休講にした授業科目名および休講回数
▲補講等の代替措置はとりましたか。 [☐ はい ・ ☐ いいえ]

【申告者の家族（生計を一にする配偶者および一親等の者）】
該当者がいない場合は、質問 6、7ともに「いいえ」にチェックを入れてください。

質問 6	産学官連携活動にかかる企業等から、年間100万円以上の個人的な経済的利益を得ましたか。 （1社につき、兼業報酬や原稿料等の収入および物品の提供等の便益供与の合計額が100万円以上の場合）
☐ はい →以下に詳細を記入してください	☐ いいえ →質問7に進んでください

▲兼業の有無	有 ・ 無
▲企業・団体名	
▲役割（役員・顧問等）	
▲活動内容	
▲活動時間	時間／月
▲報酬・給与	万円／年
▲原稿料	万円／年
▲役務の提供	内容 金額換算（約） 万円／年
▲機材等提供	内容 金額換算（約） 万円／年
▲融資保証等	内容 金額 万円／年
▲その他収受	内容 金額 万円／年

質問 7	産学官連携活動にかかる企業等の株式（1社につき、公開株は発行済み株式総数の1%以上、未公開株は1株以上）を保有・売却しましたか。また、出資金、新株予約権、受益権などの個人的な利得を得ましたか。
☐ はい →以下に詳細を記入してください	☐ いいえ

▲企業・団体名	
▲株式の種類・数量	
▲取得時期	年 月 日（頃） ▲売却時期 年 月 日（頃）
▲取得・売却に至った事由	
▲その他利得の内容	

長野大学利益相反マネジメント委員会委員長

利益相反に関する状況は、上記のとおり相違ありません。
記入日 年 月 日

所属	職	署名
----	---	----

(自筆にて署名願います)

<自己申告書に関連して得られる個人情報取り扱いに十分注意し、利益相反マネジメント以外の目的では使用いたしません。>

別記様式（第8条関係）